

国の新たな補助金の通知が出されました。昨年7月からの補助金の追加的なものです。

政府の今年度第3次補正予算が国会で議論されていた時期に報道もされていた新たな補助金について、正式な事務連絡が厚労省から発出されました。「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」という正式名称で、実質的には、昨年7月から申請開始となっている、病院200万円+5万円×病床数、有床診200万円、無床診100万円の「感染拡大防止等支援事業補助金」の追加補助といった内容で、すでにこの補助金の申請をしている医療機関等も、今回再度の申請ができます。2/1付の当協会FAXニュースでお知らせした、12月分減収補てんの県の給付金とも別のものですので、ぜひご活用ください。ただし今回の補助金の申込手続きは、厚労省への郵送ですのでご注意ください。

①補助金額（補助対象経費について以下の金額を上限としてその実費分を補助）

- ・診療・検査医療機関 100万円
- ・病院・有床診療所（医科・歯科） 25万円+5万円×許可病床数
- ・無床診療所（医科・歯科） 25万円
- ・薬局、訪問看護事業者、助産所 20万円

②補助対象経費（2020年12月15日から2021年3月31日までにかかった以下の経費）

昨年7月からの「感染拡大防止等支援事業補助金」と同じく、従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費を除く、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象。

《対象となりうる経費の具体例》

- ・日常業務に要する消耗品費（固定資産に計上しないもの）
- ・日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬など）（直接診療報酬等を請求できるもの以外）
- ・換気のための軽微な改修（修繕費となるもの）
- ・水道光熱費、燃料費・電話料、インターネット接続等の通信費
- ・休業補償保険等の保険料（保険医協会の休業保障共済の掛け金は対象となりません）
- ・受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの
- ・受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの
- ・日常診療に要する検査外注費（直接診療報酬等を請求できるもの以外）
- ・既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料
- ・既存の診療スペースに係る家賃・既存の医療機器・事務機器のリース料

③申請方法

- ・厚労省のホームページより申請書類をダウンロードし、2021年2月28日（当日消印有効）までに厚生労働省に郵送にて申請する。
- ・すでに申請する経費の支出が終わっている場合は経費の領収書等を添付し、支出が終わっていない場合は概算で申請し、事後に実績報告を行う。
- ・申請が締め切り（2/28）に間に合わない医療機関等は、2021年4月以降に対応予定。

④詳細の確認及び申請書類のダウンロードは、下記の厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html